

県出資等法人指導監督要綱

(平成 16 年 3 月 31 日全部改正)

(平成 19 年 1 月 23 日一部改正)

(平成 20 年 3 月 25 日一部改正)

(平成 21 年 3 月 25 日一部改正)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、県出資等法人がその設立の目的と県が掲げる施策目標を達成することを使命として、最も効率的に質の高いサービスを提供するとともに、その経営が将来にわたって過大な県民負担を招くことのないよう、課題の解決を図るため、県出資等法人への指導監督に関して基本的な事項を定め、もって効率的かつ効果的な県行政の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「県出資等法人」とは、県が出資、出えん又は損失補償（以下「出資等」という。）を行っており、県内に主たる事務所を有する法人のうち、次の各号に掲げるものをいう。ただし、県の出資が資産株となっている法人を除くものとする。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の 4 分の 1 以上を出資又は出えんしている法人
- (2) 県が借入金の元本若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行い、その者のためにその資本金等の 4 分の 1 に相当する額以上の債務を負担している法人
- (3) 県の出資又は出えんが、資本金等の 4 分の 1 未満である法人

2 この要綱において、「所管部局」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 2 章に規定する部局等及び出納局並びに教育委員会事務局及び警察本部をいう。

3 この要綱において、「所管部局長」とは、前項に規定する所管部局長をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 県出資等法人の指導監督については、法令、規則等に特別の定めがあるもののほか、この要綱に定めるところにより実施するものとする。

(所管部局長の責務)

第 4 条 所管部局長は、県出資等法人の自主性を尊重しつつ、所管部局長としての責任の十分な認識の上に立って、県出資等法人の運営について適切な指導監督を行うものとする。

2 所管部局長は、所管部局内の県出資等法人を所管する課長（以下「所管課長」という。）に、県出資等法人の運営について助言及び指導その他の指導監督に関する事務を行わせるものとする。

3 所管部局長は、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる県出資等法人の指導監督に当たっては、おおむね次の事項について十分に把握するとともに、県出資等法人の設立の目的、県施策推進上の役割、活動の状況、経営の状況、役職員の給与等を全般的に検討し、その運営について批判を受け、又は県の行財政運営に影響を及ぼすことのないよう、厳正かつ効率的な業務の執行が図られるよう留意するものとする。

(1) 法人管理に関する事項

- ア 合併又は解散
- イ 定款又は寄附行為の変更
- ウ 基本的諸規程の制定又は改廃
- エ 総会又は役員会に係る事項

(2) 組織及び人事管理に関する事項

- ア 組織及び職の設置又は改廃
- イ 審議会、委員会等の設置又は改廃
- ウ 役員及び職員数の増減
- エ 役員及び幹部職員の任免
- オ 役員及び職員の報酬、給与、旅費等の基準
- カ 職員の勤務時間その他の勤務条件

(3) 事業管理に関する事項

- ア 中期及び長期の事業計画の策定又は変更
- イ 各事業年度の事業計画の策定又は変更
- ウ 各事業年度の事業報告
- エ 重要な許認可事項等に係る申請

(4) 財務管理に関する事項

- ア 予算の作成又は変更
- イ 財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成
- ウ 剰余金の処分案又は損失金の処理案
- エ 各事業年度の資金計画及び借入金の償還計画
- オ 特別会計、基金等の設置

(5) その他所管部局長が県出資等法人の指導監督上必要と認める事項

- 4 所管部局長は、第2条第1項第3号に掲げる法人についても、その運営の状況を把握するとともに、必要に応じ、所管部局長が定める方法により指導監督を行うものとする。
- 5 所管部局長は、県出資等法人について、決算に係る総会又は理事会の終了後、前年度の事業に係る決算及び当該年度の事業に係る予算に関する資料を総務部長に送付するものとする。
- 6 所管部局長は、県出資等法人の指導監督に当たっては、おおむね次の事項については、適時的確に知事に報告するとともに、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。
 - (1) 合併又は解散
 - (2) 定款又は寄附行為の重要な変更
 - (3) 人事、勤務条件及び組織に関する重要な事項
 - (4) 事業計画に関する重要な事項
 - (5) 予算及び決算に関する重要な事項
 - (6) その他県出資等法人の指導監督上、知事に報告する必要があると認められる事項
- 7 所管部局長は、県出資等法人の総会又は役員会に出席し、議決権の行使等をする場合は、議案等の内容が県の指導内容等に沿うものであるかを検討し、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。

(主管課長等の責務)

第5条 所管部局の調整事務を担当する室又は課の長（以下「主管課長等」という。）は、所管部局内の所管課長が県出資等法人の指導監督に関する事務を効果的に執行できるようにするため、指導監督の企画、調整等の事務を適切に行うものとする。

(総務部長の責務)

第6条 総務部長は、県出資等法人に対する指導監督に関する事務の統一的な処理を図るため、総合調整を行うものとし、所管部局長及び県出資等法人に対し、当該県出資等法人の事業運営及び財務の状況、並びに当該県出資等法人に係る県の予算の要求及び執行の状況等に関して調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 総務部長は、前項に規定する調査を行い又は報告を求めた結果を受けて、重要な事項については直ちに知事に報告し、指示を受けるものとする。

第2章 指導監督の基準

(一般基準)

第7条 所管部局長は、県出資等法人の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営を促進するため、次のような観点から県出資等法人の指導監督を行うものとする。

- (1) 県出資等法人が、法令、定款、寄附行為等に則り、設立の目的に合致した事業を適正に遂行していること。
- (2) 社会経済情勢の変化により県出資等法人の事業として行う妥当性が乏しくなっているものについては、出資等法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善を図ること。
- (3) 県出資等法人が、県から出資等の増額、補助金の交付及び資金の貸付等の財政的援助を受けなくても、自ら主体的な経営を行うことができるよう、経営能力の向上を図っていること。
- (4) 経営状況が悪化している県出資等法人については、経営改善に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な措置が講じられていること。
- (5) 県出資等法人が組織及び人員の見直しを行い、運営の効率化を図っていること。
- (6) 県出資等法人が、内部チェック機能の強化の観点から、監事・監査役に、外部有識者を選任する等により、内部監査機能の充実化を図ること。

(運営評価の実施)

第8条 所管部局長及び総務部長は、県出資等法人の自律的経営を促進するとともに、県出資等法人が効率的に、より質の高いサービスを提供すること、並びにその経営が将来にわたって県の負担を招くことのないよう、経営状況を的確に把握し、課題の解決を図ることを目的として、毎年度、県出資等法人の運営状況について評価するものとする。

- 2 所管部局長は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる県出資等法人のうち、目標を設定し、計画的に改善、改革を推進していく必要があるものについて、前項の運営評価の結果を反映させながら、3年程度の中期の総合的な経営計画を策定するよう指導するものとする。
- 3 県出資等法人の運営評価の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(外部経営調査)

第9条 総務部長は所管部局長と協議のうえ、県出資等法人の運営状況の評価の結果に基づき、必要に応じ、県出資等法人に対して外部の専門家による経営調査を実施するものとする。

(経営改善を要する県出資等法人の指定)

第10条 総務部長は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる県出資等法人であって、早急な経営改善が必要と認められるものについて、所管部局長の意見を徴し、必要に応じて、経営改善を要する法人として指定するものとする。

- 2 所管部局長は、前項の規定により指定された法人に対し、指定理由の要件となった状態を解消するための経営改善計画を策定させ、総務部長に提出するものとする。
- 3 総務部長は、指定理由の要件となった状態を解消した場合又は解消することが確実と判断できる場合、所管部局長の意見を徴し、指定を解除するものとする。
- 4 その他、経営改善を要する県出資等法人の指定に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(出資等の留意事項及び整理合理化)

第11条 県出資等法人の設立及び新たな出資等については、既存法人の活用などにより、極力抑制するものとし、真に県の関与が必要なものに限るものとする。

- 2 所管部局長は、社会経済情勢の変化に適切に対応し、簡素で効率的な県行政の推進に資するため、県と県出資等法人のかかわりのあり方を検証し、必要に応じて、法人の統廃合、県出資の引揚げなど、整理合理化を推進するものとする。

- 3 所管部局長は、県出資等法人に対する県の責任は、原則として、出資等の範囲内であることについて、統廃合に伴う債権債務の整理を行う場合等に限らず、随時、関係者間で共有を図るものとする。

(県関与の適正化)

第 12 条 所管部局長は、県出資等法人に対する県の財政的関与及び人的関与について、県出資等法人の県施策推進上の役割や存在意義、自立的経営や経営責任の明確化などの観点から、その必要性及び妥当性を十分に検討し、一層の適正化を図るものとする。

(情報公開の推進)

第 13 条 所管部局長は、県出資等法人の情報の公表について、法令等で定めるところによるほか、県出資等法人に対し、県民への説明責任を果たすため、積極的な情報公開が行われるよう助言、指導するものとする。

- 2 総務部長は、第 8 条第 1 項に規定する運営評価の結果について、県のホームページ等を通じて、広く県民に公表するものとする。

第 3 章 雑則

(書類の整備)

第 14 条 所管部局長は、県出資等法人に対する指導監督をより適切なものとするために、次に掲げる書類を備え付け、整理しておくものとする。

- (1) 設立及び出資等の経緯
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 総会及び役員会に関する書類
- (4) 基本的諸規程
- (5) 役員及び幹部職員名簿
- (6) 現年度及び過去 5 年間の予算及び決算に関する書類
- (7) 財産目録、事業報告書、事業計画書等、その他指導監督に必要な書類

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 県出資等法人指導監督事務要綱（平成 11 年 10 月 6 日付け総学第 7 7 4 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に、経営改善を要する法人として指定された法人は、改正後の要綱により指定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。